資料5

令和４年度ブロック会議に対する運営費について

【目　的】

　各ブロック内の市相互間における情報交換、各種の懸案事項などに関する意見交換等を行い、より円滑な市政の発展に資する目的を持って開催するブロック会議に対して、市長会が運営費を負担する。（１市あたり１０，０００円）

【事務の流れ】

１．「ブロック幹事市等報告書」、「ブロック会議運営費概算払請求書」の提出
　※４月２８日（木）までに市長会事務局へ郵送でご提出ください。
　※様式データは４月上旬に市長会事務局からブロック幹事市へ送信します。

２．請求書受領後、市長会より幹事市の指定する口座へ概算払い

３．「精算及び実績報告書」の提出
　※翌年３月中旬頃までに市長会事務局へ郵送でご提出ください。
　※報告の際に、次期幹事市の報告をお願いします。

【令和４年度からの変更点】

１．飲食を伴う懇談会費用については運営費の対象経費としない。

２．運営費の１市あたり基準額を５５，０００円から１０，０００円に改める。

３．様式第３「ブロック会議運営費精算及び実績報告書」様式を変更する。

ブロック会議に対する運営費の取扱いについての一部改正　新旧対照表

新

（幹事市の報告）

２　各ブロックには、ブロック会議の運営費を管理する幹事市１市をおき、毎年度４月３０日までに、会計責任者等を様式第１により市長会事務局へ報告するものとする。

（運営費として負担する額）

３　ブロック会議の運営費（飲食を伴う懇談会費用を除く。）として負担する額は、別表第２のとおりとする。

（運営費の支払）

４　（略）　なお、運営費は様式第２により請求するものとする。

（運営費の精算及び実績報告）

５　各ブロックの幹事市は、当該年度の会議終了後、様式第３により速やかに報告するものとする。

別表第２（第３項関係）

ブロック名	基準額	市数	運営費
西尾張	１市あたり １０，０００円	9	９０，０００円
東尾張		9	９０，０００円
知　多		5	５０，０００円
西三河		9	９０，０００円
東三河		5	５０，０００円

旧

（幹事市の報告）

２　各ブロックには、ブロック会議の運営費を管理する幹事市１市をおき、毎年度４月３０日までに、会計責任者等を別表第２に定める様式により市長会事務局へ報告するものとする。

（運営費として負担する額）

３　ブロック会議の運営費として負担する額は、別表第３のとおりとする。

（運営費の支払）

４　（略）　なお、運営費は別表第４に定める様式により請求するものとする。

（運営費の精算及び実績報告）

５　各ブロックの幹事市は、当該年度の会議終了後、別表第５に定める様式により速やかに報告するものとする。

別表第３（第３項関係）

ブロック名	基準額	市数	運営費
西尾張	１市あたり ５５，０００円	9	４９５，０００円
東尾張		9	４９５，０００円
知　多		5	２７５，０００円
西三河		9	４９５，０００円
東三河		5	２７５，０００円

様式第１

（略）

様式第２（第４項関係）

（略）

（内訳）

基準額（１０，０００円）×（　　市）＝　　円

（略）

様式第３（第５項関係）

（略）

２　支　出

会議名	会場使用料	会議費	消耗品費	その他	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

合　計　　円

（略）

別表第２

（略）

別表第４（第４項関係）

（略）

（内訳）

基準額（５５，０００円）×（　　市）＝　　円

（略）

別表第５（第５項関係）

（略）

２　支　出

会議名	金　額
○○会議	円
○○会議	円
○○会議	円
合　計	円

（略）

２２　ブロック会議に対する運営費の取扱いについて

（平成２３年４月１日施行）

（目的及び会議費）

１　この取扱いは、別表第１により区分する５つのブロックにおいて、ブロック内の市相互間における情報交換、各種の懸案事項などに関する意見交換等を行い、より円滑な市政の発展に資する目的をもって開催するブロック会議に対して、市長会が運営費を負担することを定める。

（幹事市等の報告）

２　各ブロックには、ブロック会議の運営費を管理する幹事市１市をおき、毎年度４月３０日までに、会計責任者等を様式第１により市長会事務局へ報告するものとする。

（運営費として負担する額）

３　ブロック会議の運営費（飲食を伴う懇談会費用を除く。）として負担する額は、別表第２のとおりとする。

（運営費の支払）

４　前項に定めた各ブロックの運営費は、各ブロックの幹事市と協議して定めた方法により、年度当初にその全額を概算払いするものとする。なお、運営費は様式第２により請求するものする。

（運営費の精算及び実績報告）

５　各ブロックの幹事市は、当該年度の会議終了後、様式第３により速やかに報告するものとする。

（その他）

６　この取扱いに定めるもののほか、ブロック会議の運営費の負担に関し必要な事項は、市長会事務局長が会長に諮って定める。

改正経過

令和元年５月１日一部改正

令和４年４月１日一部改正

別表第１（第１項関係）

ブロック名	市　　名	市 数
西尾張	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・ 弥富市・あま市	9
東尾張	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・ 清須市・北名古屋市、長久手市	9
知　多	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市	5
西三河	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・ 高浜市・みよし市	9
東三河	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市	5

別表第２（第３項関係）

ブロック名	基準額	市数	運営費
西尾張	1市あたり １０，０００円	９	９０，０００円
東尾張		９	９０，０００円
知　多		５	５０，０００円
西三河		９	９０，０００円
東三河		５	５０，０００円

様式第１（第２項関係）

（報告様式）

年　　月　　日

年度　ブロック幹事市等報告書

１　ブロック名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ブロック

２　幹　事　市　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿市

３　会計責任者　○○市○○部（課）長　　○　○　○　○

４　運営費振込先

銀行名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預金種類　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口座番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名義人（ふりがな）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　報　告　者

○○市役所○○部○○課　職名　○○　○○

電話　　―　　―

様式第２（第４項関係）

（請求書様式）

年度　○○ブロック会議運営費　概算払請求書

年　　月　　日

愛知県市長会事務局長　殿

○○ブロック幹事市・会計責任者
○○市○○部（課）長　氏　　名

年度　○○ブロックの会議運営費として、下記のとおり請求します。

記

金　　円

（内訳）
基準額（１０，０００円）×（　　市）＝　　円

振込先　　銀 行 名
支 店 名
預金種類
口座番号
名 義 人（ふりがな）

（注）　添付資料　　会議の開催予定等が記載された書類

様式第３（第５項関係）

（精算及び実績報告書様式）

年度　○○ブロック会議運営費　精算及び実績報告書

年　　月　　日

愛知県市長会事務局長　殿

○○ブロック幹事市・会計責任者
○○市○○部（課）長　氏　　名

記

年度　○○ブロックで行った会議について、運営費を下記のとおり精算し、会議結果を報告します。なお、余剰金については速やかに返納します。

記

１　収　入

概算払　　円

２　支　出

会議名	会場使用料	会議費	消耗品費	その他	計
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

合　計　　円

３　差　引

　　円

４　実績報告書類の提出
会議毎に次の事項が記載された書類を提出のこと。
①開催日時、場所　　②出席者氏名　　③会議内容（議事録）